

平成22年4月28日

川崎市健康福祉局
長寿社会部長 成田 哲夫 様

川崎市介護支援専門員連絡会
会長 小川 眞悟

川崎市介護保険制度における閲覧等請求書に関してのお願い

陽春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、制度改正検討部会が中心となり、市民が安心して介護保険制度等を利用できるように調査、行政への提案等を行っております。

このたび、下記のように川崎市介護保険制度における閲覧等請求書への疑問点をまとめましたので提出させていただきます。また下記のことを考えるとお忙しい中大変申し訳ございませんが、川崎市介護保険制度における閲覧等請求書に関して、同事業所内の介護支援専門員の代理申請・受け取りの再検討をしていただきたくお願い申し上げます。

現行の川崎市介護保険制度における閲覧等請求書の授受方法では、利用者の個人情報に侵害する可能性が高いと思われまます。

- 1 利用者との居宅介護支援の契約しているのは事業者・所です。事業者・所が介護支援専門員にケアプランの作成を委任しているのであり、川崎市介護保険制度における閲覧等請求書に関しても事業者・所に介護支援専門員に対する監督責任があります。
- 2 利用者との居宅介護支援の契約は事業者・所であるにもかかわらず、川崎市介護保険制度における閲覧等請求書での請求者氏名は、居宅介護支援の契約関係にはない利用者との介護支援専門員個人との委任関係だけが生じています。
- 3 川崎市介護保険制度における閲覧等請求書では、介護支援専門員が事業者・所の退職前に利用者から委任をいただき、退職後に申請・受取りを行った場合でも受け渡しが可能になってしまう。
専門職としてあるべき行為でないことは明かなことであり、あってはならないことと本会会員（川崎市内の介護支援専門員等）は承知であります。
- 4 川崎市介護保険制度における閲覧等請求書では、委任・受託は、利用者と介護支援専門員個人との間で取り交わされたものと認識され、事業者・所は監督責任を逃れる事由にもなり得ると思えます。